

荒尾市新型インフルエンザ等対策 行動計画（素案）

平成26年3月
熊本県荒尾市

目 次

I	はじめに	1
II	インフルエンザの基礎知識	4
III	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	7
III-1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	7
III-2	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	8
III-3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	9
III-4	被害想定等	10
III-5	対策推進のための役割分担	12
III-6	発生段階の設定	14
III-7	行動計画の主要6項目の考え方と対策の概要	15
IV	各段階における対策	25
IV-0	未発生期	26
1	実施体制	26
2	サーベイランス・情報収集	26
3	情報提供・共有	27
4	予防・まん延防止	27
5	医療	28
6	市民生活及び市民経済の安定の確保	29
IV-1	海外発生期	30
1	実施体制	30
2	サーベイランス・情報収集	30
3	情報提供・共有	31
4	予防・まん延防止	31
5	医療	32
6	市民生活及び市民経済の安定の確保	32
IV-2	県内未発生期	33
1	実施体制	33
2	サーベイランス・情報収集	33

3	情報提供・共有	・ ・ ・ ・	34
4	予防・まん延防止	・ ・ ・ ・	34
5	医療	・ ・ ・ ・	36
6	市民生活及び市民経済の安定の確保	・ ・ ・ ・	36
IV-3	県内発生早期	・ ・ ・ ・	37
1	実施体制	・ ・ ・ ・	37
2	サーベイランス・情報収集	・ ・ ・ ・	37
3	情報提供・共有	・ ・ ・ ・	38
4	予防・まん延防止	・ ・ ・ ・	38
5	医療	・ ・ ・ ・	39
6	市民生活及び市民経済の安定の確保	・ ・ ・ ・	40
IV-4	県内感染期	・ ・ ・ ・	41
1	実施体制	・ ・ ・ ・	41
2	サーベイランス・情報収集	・ ・ ・ ・	42
3	情報提供・共有	・ ・ ・ ・	42
4	予防・まん延防止	・ ・ ・ ・	42
5	医療	・ ・ ・ ・	43
6	市民生活及び市民経済の安定の確保	・ ・ ・ ・	44
IV-5	小康期	・ ・ ・ ・	46
1	実施体制	・ ・ ・ ・	46
2	サーベイランス・情報収集	・ ・ ・ ・	46
3	情報提供・共有	・ ・ ・ ・	47
4	予防・まん延防止	・ ・ ・ ・	47
5	医療	・ ・ ・ ・	48
6	市民生活及び市民経済の安定の確保	・ ・ ・ ・	48
	【参考】各段階における主な対策一覧	・ ・ ・ ・	49
V	国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策	・ ・ ・ ・	50
※	参考資料	・ ・ ・ ・	52

I はじめに

(新型インフルエンザの概要)

新型インフルエンザは毎年流行している季節性のインフルエンザとは異なり、ほとんどの人がウイルスに対する免疫（抵抗力）を持っていません。

このため、一度発生すると感染は急速に拡大し、世界的な大流行（パンデミック）となります。20世紀はじめに流行し、世界で4千万人、日本でも40万人の方が死亡した通称「スペインかぜ」も新型インフルエンザでした。

平成21年（2009年）にメキシコで発生した豚由来の新型インフルエンザA（H1N1）は強毒性ではなかったものの、日本では発生から1年で約2千万人が罹患し、熊本県でも約34万人の患者が発生しました。

(新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定)

新型インフルエンザは、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。

このような社会的影響の大きな感染症が発生した場合には、国家的な危機管理としての対応が必要とされます。

このため、国は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特別特措法」という。）を定めました。

特別措置法は、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

(新型インフルエンザ等緊急事態宣言ならびに緊急事態措置)

新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）とは、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ

ザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに、政府対策本部長（内閣総理大臣）が発出します。

また、緊急事態宣言が発出された場合は、特別特措法の規定により、不要不急の外出の自粛等の要請や施設の使用制限の要請、市民に対する予防接種の実施等の新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を実施するものです。

（発生前からの対策が重要）

このような新型インフルエンザの発生を阻止することや、発生の時期を正確に予測することは、現在の科学技術では困難です。また、発生すると短期間でパンデミックを引き起こすことを考えると、発生前から地域での感染（まん延）を想定した具体的な対策を進めておくことが重要です。このことは、予め対策を検討しておくことで諸外国と比較して健康被害が低い水準に留まった前回の日本における新型インフルエンザ対策が物語っています。

（市の計画を見直しました）

本市では、平成21年の新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行を踏まえ、平成22年4月に荒尾市新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、新型インフルエンザの発生に備えてきました。

今回の見直しは、平成25年4月に施行された特別措置法に基づくものです。特別措置法では、新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象としているため、名称に「等」を加え、「荒尾市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」として新たに策定（改定）し、これまでの荒尾市新型インフルエンザ対策行動計画を廃止しました。

市行動計画には、新型インフルエンザ等対策の基本方針や、未発生期から小康期に至る各段階の具体的な対策を示すとともに、市民への予防接種、緊急事態宣言時の対応など新たな内容を盛り込んでいます。

この他、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）への対策を計画の参考として掲載しました。

（関係機関の協力、市民等の役割）

新型インフルエンザ等の対策を推進するためには、県や市町村など公的機関はもちろん、医療機関や医療関係団体などの関係機関をはじめ、ライフラインを担う事業者の協力が不可欠です。また、市民をはじめ一般の事業者も職場や学校、家庭での日常的な感染予防に努めていただくことが重要です。

(計画の見直し)

今後は、この計画に基づき、新型インフルエンザ等対策を推進するとともに、関係者の意見・提案を踏まえ適時見直しを行っていきます。

Ⅱ インフルエンザの基礎知識

1 インフルエンザ

インフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症で、主に発熱、咳、全身倦怠感・筋肉痛などの症状を引き起こします。これらの症状は非特異的なものであり、他の呼吸器感染症等と見分けることが困難です。また、軽症の場合もあれば、重症化して肺炎、脳炎等を引き起こす場合もあり、その臨床像は多様です。

インフルエンザウイルスに感染してから症状が出るまでの期間（潜伏期間）は、通常のインフルエンザであれば1～5日です。また、インフルエンザウイルスに感染しても症状を引き起こさず、インフルエンザという感染症を発症しないこともあります（不顕性感染）。

インフルエンザウイルスの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であり、潜伏期間中や不顕性感染で、感染した人に症状がなくても、他の人への感染はあり得ます。



飛沫感染：咳やくしゃみとともに放出されたウイルスを吸い込むことによる感染

接触感染：ウイルスが付着したものを触れた後に鼻、口などに触れることにより、粘膜などを通じておこる感染

(参考)

空気感染：飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子（5ミクロン以下）である飛沫核となって、空气中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによっておこる感染。

2 新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とするインフルエンザをいいます。毎年流行を繰り返す通常のインフルエンザとは異なり、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがあります。



3 新型インフルエンザ(A/H1N1) /インフルエンザ(H1N1) 2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のインフルエンザをいいます。なお、今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）は、平成23年3月31日をもって感染症法に基づく「新型インフルエンザ等感染症」ではなくなり、同年4月1日以降、「インフルエンザ（H1N1）2009」という名称を使用することとされました。

4 鳥インフルエンザ(H5N1) ※

鳥に対して感染性を示すH5N1亜型のインフルエンザウイルスを病原体とする感染症で、近年東南アジアを中心にアジア、中東、アフリカで症例が報告されています。鳥インフルエンザ(H5N1)は、これまでの感染例をみると高い致命率を示しており、このウイルスが人から人へ効率よく感染する能力を獲得し、高い病原性を示す新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、甚大な健康被害と深刻な社会・経済活動への影響をもたらすことが懸念されています。

※ 感染症法において、鳥インフルエンザ(H5N1)は二類感染症とされています。

5 鳥インフルエンザ（H7N9）※

2013年4月1日、WHOにより、中国で鳥インフルエンザ（H7N9）に感染した患者が発生したことが、公表されました。

今回確認された鳥インフルエンザ（H7N9）は、今までに人に感染することが知られていなかったウイルスの感染症です。感染源はまだ分かっていませんが、これまでのところ、ヒトからヒトへの持続的な感染は確認されていません。

※ 感染症法において指定感染症に指定されており、鳥インフルエンザ（H5N1）並に、患者（疑似症含む）への入院措置、就業制限等の対応が行われます。

Ⅲ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

Ⅲ-1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一国内で発生すれば、市民の生命や健康、市民経済全体にも大きな影響を与えかねません。

新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するものですが、患者の発生が一定期間内に偏った場合、医療提供の限界を超えてしまうということも念頭におきながら、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じることとします。

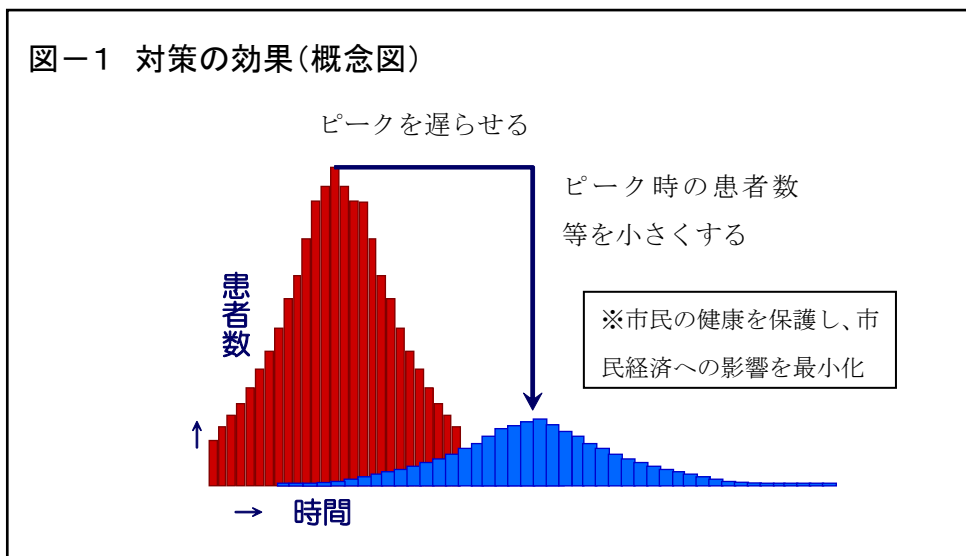
1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- (1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制等を整備するための時間を確保します。
- (2) 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。
- (3) 医療体制の強化を図り、患者数が医療提供の限界を超えないようにするとともに、適切な医療の提供により、重症者や死亡者数を減らします。

2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- (1) 地域での感染対策等により、欠勤者数を減らします。
- (2) 市役所機能維持のため、人員や業務の優先度を示す業務継続のための計画（以下「業務継続計画」）の作成・実施等により、医療の提供の業務並びに市民生活及び市民経済（地域経済・経済活動）の安定に寄与する業務の維持に努めます。

図-1 対策の効果(概念図)



Ⅲ－２ 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

1 病原性等の程度に応じた対策の実施

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があります。そのため、市行動計画には、病原性が高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示します。

また、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行状況等を踏まえ、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、対策を選択して実施します。

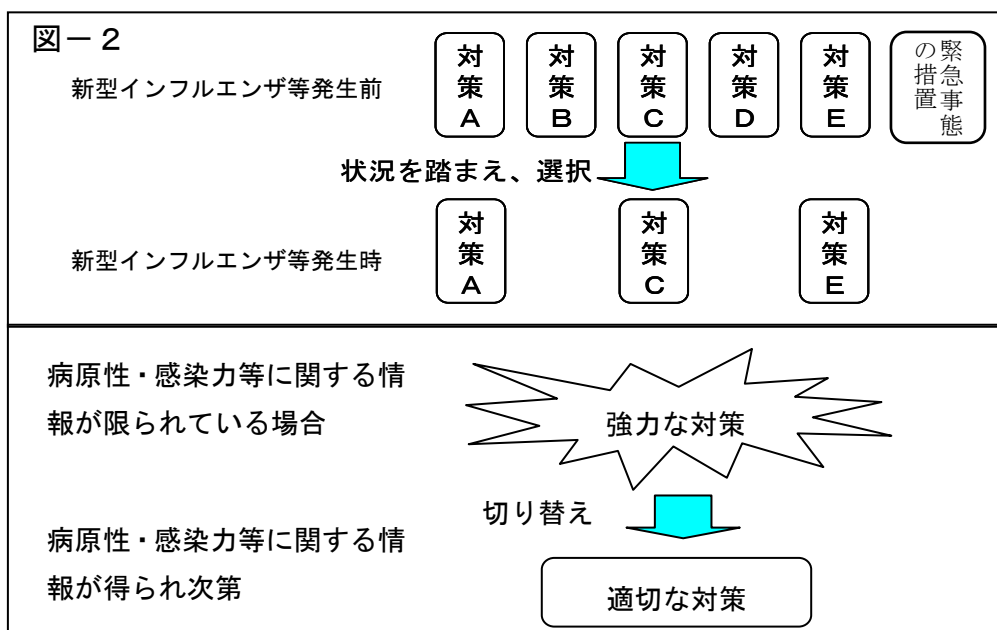
さらに、国民の生命及び健康に著しく重大な影響を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し国が緊急事態を宣言した場合、必要に応じて、特別措置法に基づく措置を行うこととします。

2 状況に応じた対策の切り替え

発生前の段階では、実施体制の構築、地域における医療体制の整備、発生に備えた訓練や市民に対する啓発、事業所等における事業継続計画の策定等を行うことにより周到な準備を進めます。

病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施しますが、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えます。

また、状況の進展に応じて、対策の効果を検証し、有効性の低下した対策については、縮小・中止を図るなどの見直しを行います。



Ⅲ-3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時に、県、本市及び医療機関等は、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施していくこととしますが、実施に当たっては、次の点に留意します。

1 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県が実施する医療関係者への医療等の実施の要請等（特別措置法第31条）、不要不急の外出自粛要請、学校・興行場等の施設の使用制限等の要請（特別措置法第45条）等の周知を行う場合は、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとし、（特別措置法第5条）

2 危機管理としての特別措置法の性格

特別措置法は、万一の場合の危機管理のための制度であり、病原性が高い新型インフルエンザ等が発生した場合、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性・感染力の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の有効性などによっては、必ずしも緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意します。

3 関係機関相互の連携・協力の確保

対策の実施に当たっては、県、本市、医療機関等が相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

荒尾市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、県対策本部、医療機関等と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

また、市対策本部長（市長）は必要に応じて県対策本部長（県知事）に所要の総合調整を行うよう要請します。

4 記録の作成・保存

本市では、発生した段階で、市対策本部の立ち上げ以降、新型インフルエン

ザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、必要に応じて公表します。

Ⅲ－４ 被害想定等

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現したインフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されます。また病原性や感染力についても様々であり、その発生の時期も含め流行規模や病原性・感染力の程度を正確に予測することは不可能です。

市行動計画では、政府行動計画、熊本県行動計画に記載された被害想定の数値を参考に平成22年の国勢調査に基づく国の人口と本市の人口データを基に、一つの例として次のように想定しました。

1 新型インフルエンザが発生した場合の被害想定

荒尾市内で医療機関を受診する患者数の上限値は、約1万1千人と推計されます。

入院患者数及び死亡者数について、中等度（アジア・インフルエンザのデータを参考。致命率0.53%）の場合、入院患者数の上限値は約230人、死亡者数の上限値は約80人。重度（スペインインフルエンザのデータを参考。致命率2.0%）の場合、入院患者数の上限値は約1,000人、死亡者数の上限値は約280人となると推計されます。

また、1日当たりの最大入院患者数を算出すると、中等度の場合約50人（流行発生から5週目）と推計され、重度の場合、1日当たりの最大入院患者数は約180人（流行発生から5週目）と推計されます。

これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による効果、現在の我が国の医療体制や、衛生状況等については考慮されていないことに留意する必要があります。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難ですが、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとします。このため、これまでの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置き対応を検討します。

2 社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響については、一つの例として以下のような影響が想定されます。

国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患し、

り患者は1週間から10日間程度症状が続き、欠勤します。

り患した従業員の大部分は、一定期間の欠勤後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰します。

ピーク時（約2週間※1）に従業員が発症して欠勤する割合は、最大5%程度※2と考えられますが、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者や、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されます。

- ※1 アメリカ・カナダの行動計画において、ピークは2週間と設定されています。
- ※2 平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）のピーク時に医療機関を受診した者は国民の約1%（推定）ですが、病原性の高い新型インフルエンザ等の発生を考慮し最大5%程度と見込んでいます。

別表 1

新型インフルエンザが発生した場合の被害想定

		荒尾市	熊本県	全 国
人口(平成22年)		約5万5千人	約182万人	約1億2,806万人
罹患者数(25%)		約1万4千人	約45万人	約3,200万人
受診患者数		約1万1千人	約36万人	約2,500万人
入院患者数	中等度	約230人	約7,500人	約53万人
	重度	約1,000人	約3万人	約200万人
死亡者数	中等度	約80人	約2,400人	約17万人
	重度	約280人	約9,000人	約64万人
<p>※受診患者数：米国疾病予防管理センターが示した推計モデルに基づく推計</p> <p>※入院患者数及び死亡者数：り患した者のうち、 中等度はアジアインフルエンザのデータ（致命率0.53%）を参考とし、 重度はスペインインフルエンザのデータ（致命率2%）を参考に推計。</p> <p>※熊本県の数値は、全国の数値を人口比で按分したものであり、本市の数値も同様に算出しました。</p> <p>※本推計では、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の効果、我が国の衛生状態等を考慮していません。</p>				

Ⅲ－５ 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たっての関係機関等の基本的な役割を以下のとおりとします。

1 国の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体としての体制を整備する責務を有します。

2 県の役割

特別措置法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、国が定める基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し迅速かつ的確な対応を行います。

そのため、発生前においては、県行動計画等の作成・見直しを行うとともに、市町村行動計画、指定地方公共機関の業務計画作成等を支援し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を推進します。発生時においては、市町村、指定地方公共機関等と連携協力しながら対策を推進します。

3 本市の役割

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、国が定める基本的対処方針に基づき、住民に対するワクチン接種や住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援等の対策を実施します。

対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。行動計画、指定地方公共機関の業務計画作成等を支援し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を推進します。発生時においては、近隣市町村、指定地方公共機関等と連携協力しながら対策を推進します。

4 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策等を推進し、地域医療体制の確保に取り組みます。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても、医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定を進めます。

なお、発生時には、診療継続計画に基づき、発生状況に応じて、医療を提供します。

5 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

なお、発生前において、県行動計画に基づき、業務計画を作成するとともに発生時には作成した業務計画に基づき対策を実施します。

6 登録事業者の役割

特別措置法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者（以下「登録事業者」という。）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行います。

登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時には、その事業を継続します。

7 一般の事業者の役割

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行います。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、劇場、遊興施設、百貨店等多数の県民が集まる事業を行う事業者については、感染防止のための措置を徹底します。

8 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、発生時に備えて、各自食料品・生活必需品等の備蓄を行います。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や実施されている予防接種などの対策等についての情報に留意し、感染拡大を抑えるための個人における対策を実施します。

＜キーワード1 慌てない＞

日頃から、個人でできる感染予防策の習慣づけや医薬品・食料品等の備蓄など、計画性をもって準備することで、いざという時に「慌てない」ようにします。

＜キーワード2 集まらない＞

新型インフルエンザ等の流行時は、可能な限り、人との接触機会を減らすよ

うに心掛け、「集まらない」ようにして、感染しない、感染を広げないようにすることが大切です。

《キーワード3 がんばらない》

新型インフルエンザ等への感染が疑われるような症状がある時は、「がんばらない」で職場や学校を休むようにします。感染者が無理して出勤することで、周りの人へと感染がさらに拡大してしまいます。

Ⅲ-6 発生段階の設定

新型インフルエンザ等の対策の実施に当たっては、発生の状況に応じて切れ目なく的確に対策をとる必要があることから、事前に準備を進め、状況の変化に即応して迅速に意思決定を行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階で想定される状況とその対策を定めることとします。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生早期、感染期、そして小康状態に至るまでを、実情に応じて5つの発生段階に分類されています。

一方、各地域における発生状況は様々であり、その状況に応じて柔軟に対応する必要があることから、熊本県では、6つの発生段階（別表2）に分類し、その移行については、県内での発生状況等を踏まえて、県が判断することとされています。

本市においては、県に準じた発生段階に区分しています。

ただし、他県との県境に位置する本市の地理的要因を考慮し、県内未発生期の段階においても、福岡県等の発生状況等に関する情報収集には万全を期すこととし、場合によっては、県の発生段階別に講じる対策よりも早期に対応することが必要となります。

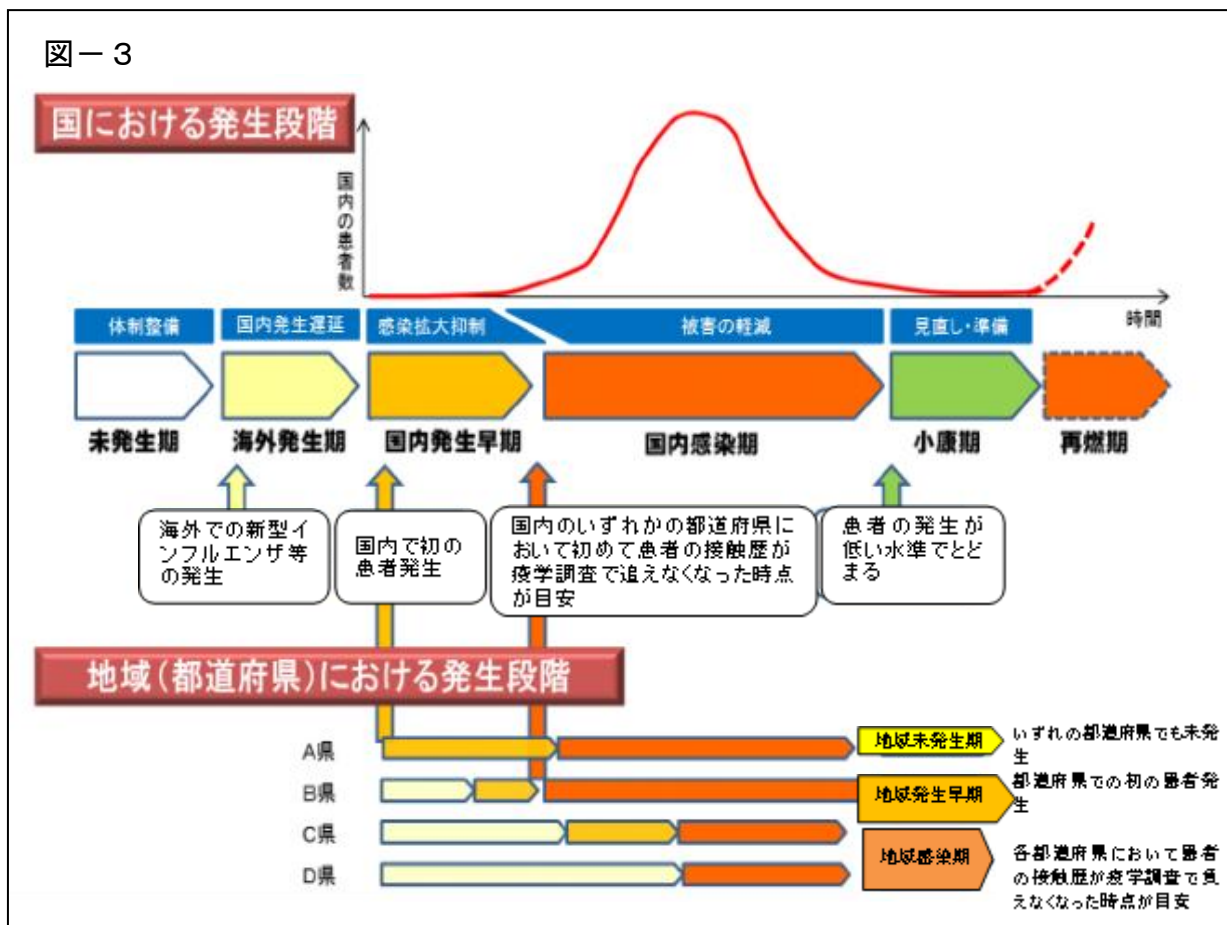
なお、各段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこともあります。

別表2

政府行動計画	県行動計画案
【未発生期】	【未発生期】 新型インフルエンザが発生していない状態
【海外発生期】	【海外発生期】 海外で新型インフルエンザが発生した状態
【国内発生早期】	【県内未発生期】 本県において患者が発生していない状態
	【県内発生早期】 本県において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査※で追える状態
【国内感染期】	【県内感染期】 本県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
【小康期】	【小康期】 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

※ 感染症が発生した際に、その状況・動向・原因などの全体像を調査することです。感染者や接触者を調査し、感染源・感染経路の特定を行うことで、感染の拡大防止対策に役立ちます。

図-3



Ⅲ-7 行動計画の主要6項目の考え方と対策の概要

市行動計画は、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」、「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小限となるようにする」という2つの主たる目的を達成するための具体的な対策について、「1 実施体制」、「2 サーベイランス・情報収集」、「3 情報提供・共有」、「4 予防・まん延防止」、「5 医療」、「6 市民生活及び市民経済の安定の確保」の6項目に分けて記載しています。

各項目の考え方及び対策の概要は以下のとおりです。

1 実施体制

(1) 考え方

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命、健康に甚大な影響を及ぼすことはもとより、社会経済活動の縮小、停滞を招く恐れがあることから、重要な危機管理の問題として、全庁一丸となっ

て取り組む必要があります。

このため、本市では、保健衛生部門と危機管理部門が中心となり、全庁一丸となって取組みを実施するとともに、国、県、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組みを推進します。

新型インフルエンザ等の発生状況や、国内、県内及び市内での患者の発生状況に応じ、本市における総合的な新型インフルエンザ等対策について、以下のとおり推進体制を整備します。

(2) 組織体制

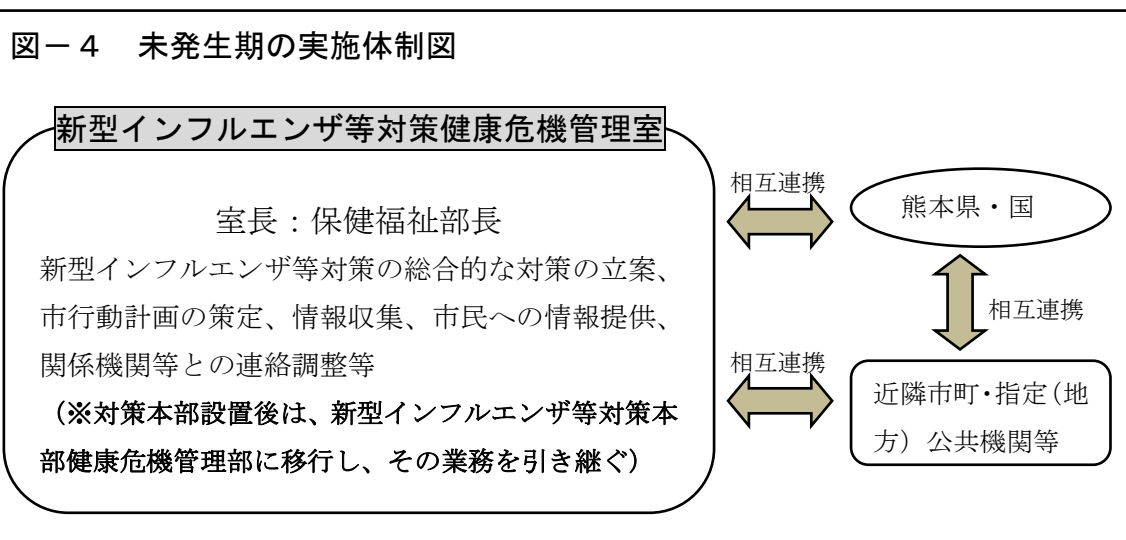
① 荒尾市新型インフルエンザ等対策健康危機管理室及び荒尾市新型インフルエンザ等対策本部健康危機管理部

未発生期、または、国外で新型インフルエンザ等の疑いがある感染症が発生し、防疫、啓発等のため、市として体制を整備すべき必要性が生じた場合、荒尾市新型インフルエンザ等対策健康危機管理室（以下「健康危機管理室」という。）を設置し、新型インフルエンザ等対策を進めます。

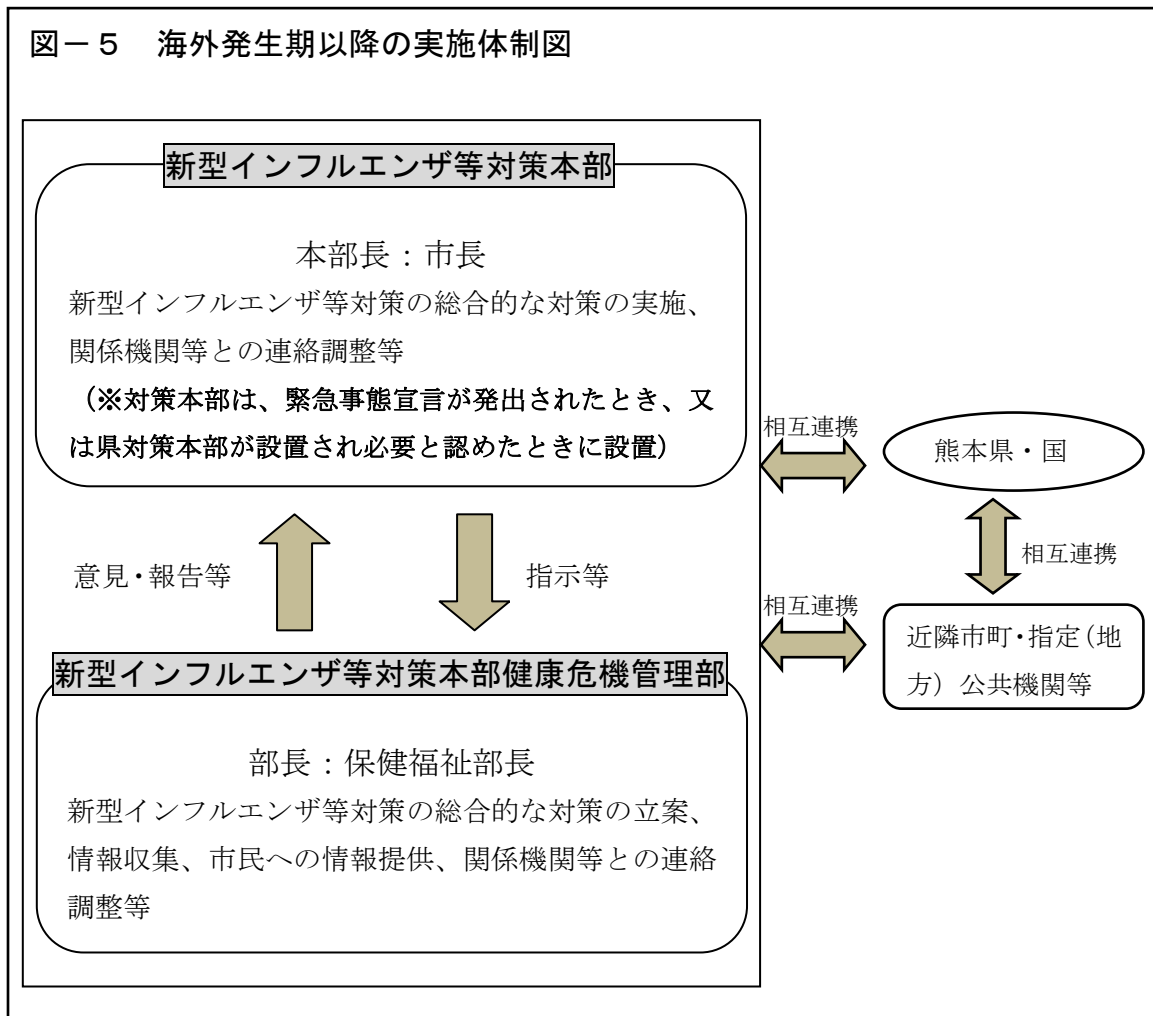
なお、健康危機管理室は、市対策本部が設置されたときは、荒尾市新型インフルエンザ等対策本部健康危機管理部（以下「健康危機管理部」という。）に移行し、その業務を引き継ぎます。

② 荒尾市新型インフルエンザ等対策本部

国内で新型インフルエンザ等が発生した場合において、特別措置法第32条に規定する緊急事態宣言が発出されたときは直ちに、又は熊本県新型インフルエンザ等対策本部が設置され必要と認めたときは速やかに市対策本部を設置し、市民の健康被害防止及び社会機能維持を図るため、迅速かつ総合的に新型インフルエンザ等対策を進めます。



図－５ 海外発生期以降の実施体制図



2 サーベイランス・情報収集

(1) 考え方

新型インフルエンザ等対策を適時適切に、効果的に実施するためには、サーベイランス等により、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や市民に迅速かつ定期的に還元することが重要です。

そこで、県が実施するサーベイランスについて、要請に応じ、適宜協力します。

なお、県では、新感染症に対するサーベイランスは現時点では行われていないため、本項目では、新型インフルエンザに限って記載します。

(2) 常時実施するサーベイランス

未発生期の段階から、季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザ等に対応するため、流行状況、入院患者及び死亡者の発生動向、流行しているウイルスの亜型、学校等における感染拡大の兆候（臨時休校等の状況把握）に関し、県が実施するサーベイランスについて、適宜協力します。

(3) 発生時におけるサーベイランスの追加・強化

県は、海外発生期から地域発生早期までは、サーベイランス体制の強化を図り、積極的な情報収集を行います。具体的には、(2)のサーベイランスに加え、以下の取組みを実施することに、適宜協力します。

- ① 新型インフルエンザの患者を早期に発見し、新型インフルエンザの特徴の分析をするため、患者の全数把握。
- ② 新型インフルエンザ患者の臨床像を把握するため、入院患者の全数把握。
- ③ 感染拡大を早期に探知するため、学校等における集団発生に係る報告基準の強化。

なお、患者及び入院患者の全数把握について、患者数が増加した場合は医療現場の負担が過大となること、また、国において患者の臨床像等の情報が蓄積された時点ではその意義が低下するため、県では、患者数や臨床像等の情報の蓄積状況等を踏まえ、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替えます。

3 情報提供・共有

(1) 分かりやすい情報提供

市行動計画の目的の達成には、市民をはじめ、医療機関など関係機関に市が実施する新型インフルエンザ等対策を理解していただくことが不可欠です。

そのため、日頃から新型インフルエンザ等の情報や手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケットといった基本的な感染対策を周知するとともに、海外発生期以降は、流行状況、ウイルスの病原性・感染力、医療体制、ワクチン接種等の対策について、できる限り分かりやすい形で情報提供します。

特に、市民に対しては、外国人や障がい者など情報が届きにくい方にも配慮して、インターネットを含め、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容でできる限り迅速に情報を提供する手法を検討します。

(2) 未発生期（発生前）における市民等への情報提供

未発生期の情報提供に当たっては、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、県等と連携し

て、医療機関、事業所等に情報提供します。

学校は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、特に児童、生徒等に対しては、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について、丁寧に情報提供します。

(3) 発生時における市民等への情報提供

- ① 新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して迅速かつ解りやすい情報提供を行います。
- ② 市民への情報提供に当たっては、提供する情報の内容について、個人情報保護と公益性に十分配慮して行います。
- ③ 誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信します。
- ④ 市民に対する情報提供を行う手段として、広報誌やホームページ等の媒体を活用します。
- ⑤ 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることが重要です。

(4) 市民の情報収集の利便性向上

市民が容易に情報収集できるよう、国の情報、県の情報、市や指定(地方)公共機関の情報など、必要に応じて集約し、総覧できるサイト等を設置する必要があります。

(5) 情報提供体制について

- ① 情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を整備します。そのため、広報チームを設置し適時適切に情報を共有します。
なお、対策の実施主体となる庁内各部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策本部等で事前に調整します。
- ② コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ地域において市民の不安等に応えるために説明を行うとともに、常に発信した情報に対する情報の受け手の反応などを分析し、以後の情報提

供に活かします。

別表4 各段階における市民への協力依頼の内容

段階	市民への協力依頼の内容
各段階共通	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染対策の実践 (マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人ごみを避ける) ・マスメディアを通じた、新型インフルエンザ等に関する情報収集
未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・最低限度(2週間以上)の食料品・生活必需品等の備蓄
海外発生期～ 県内未発生期～ 県内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ・感染した可能性のある者は、「新型インフルエンザ等相談窓口」を通して、「帰国者・接触者外来」を受診する ・感染した可能性のある者は、できるだけ公共交通機関の使用を避ける。 ・マスク着用、咳エチケットの徹底 ・(緊急事態宣言時) 不要不急の外出自粛
県内感染期	<ul style="list-style-type: none"> ・軽症者は自宅療養する ・不要不急の医療機関受診の自粛 ・マスク着用、咳エチケットの徹底 ・食料品・生活必需品等の買い占めをしない ・(緊急事態宣言時) 不要不急の外出自粛

4 予防・まん延防止

(1) 予防・まん延防止の目的

まん延防止対策※1を実施することで、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造の時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者等を減少させ、入院患者数を最小限に抑えて、医療体制を維持します。

まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定します。また、対策を実施する際に、市民や関係機関等の協力が得られるよう、発生前から広く周知します

(2) 主なまん延防止対策

個人における対策については、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット

等の基本的な感染対策まん延防止対策※2を実施するよう促すとともに、自らが患者となった場合は、感染を広げないように努めることに理解を求めます。

また、緊急事態宣言が発出されているときは、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請等を行います。

地域対策・職場対策については、県内未発生期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施します。また、緊急事態宣言が発出されているときは、必要に応じ、施設の使用制限等の要請等を行います。

※1 流行のピークをできるだけ遅らせ、また、そのピーク時の患者数を小さくすることであり、感染対策より広い範囲における感染対策の総称です。

※2 個人や職場など一定範囲における感染予防策・感染防止策の総称です。

(3) 予防接種

① ワクチン接種の効果

ワクチンを接種し、個人の発症や重症化を防ぎ、受診患者数及び入院患者数を減少させることにより、医療の提供が可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

② 特定接種

ア 特定接種とは

特別措置法第28条に基づき、政府対策本部長が「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」緊急に必要があると認めるとき、臨時に予防接種を行います。特定接種の対象は、以下の者とされています。

- (ア) 登録事業者の業務に従事する者
- (イ) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- (ウ) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

イ 特定接種の接種体制

登録事業者の特定接種対象者及び新型インフルエンザ等対策に携わる国家公務員については、国を実施主体とし、新型インフルエンザ等対策に携わる地方公務員については、その所属する県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施します。

そのため、接種が円滑に行えるよう、未発生期から接種体制の構築を

図ります。

③ 住民接種

ア 住民接種とは

(ア) 種類

緊急事態宣言が発出されている場合、市は、特別措置法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行います。

一方、緊急事態宣言が発出されていない場合、市は、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行います。この場合における接種費用は、原則接種者負担で実施します（経済的理由により接種費用を負担することができないと認めた者に対し、接種費用の減免措置を行うことがあります）。

(イ) 対象者の区分

住民接種の接種順位については、以下の4つのグループに分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本として国が決定します。

- a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者（基礎疾患を有する者・妊婦）
- b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む）
- c 成人・若年者
- d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられるグループ（65歳以上の者）

(ウ) 接種順位の考え方

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点をおいた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、それぞれについて、以下のような基本的な考え方を踏まえ、国が決定します。

- a 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
 - ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

i 医学的ハイリスク者 ii 成人・若年者 iii 小児 iv 高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

i 医学的ハイリスク者 ii 高齢者 iii 小児 iv 成人・若年者

b 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

i 小児 ii 医学的ハイリスク者 iii 成人・若年者 iv 高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

i 小児 ii 医学的ハイリスク者 iii 高齢者 iv 成人・若年者

c 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

i 医学的ハイリスク者 ii 小児 iii 成人・若年者 iv 高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

i 医学的ハイリスク者 ii 小児 iii 高齢者 iv 成人・若年者

(エ) 医療関係者に対する要請

住民接種については、市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施します。そのため、市は接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を進めます。

予防接種を行う必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請または指示（以下「要請等」という。）を行います。

④ 留意点

特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政策対策本部の決定を受けて実施されることとなります。

別表5 予防接種に関する役割分担（県及び市町村）						
分担	対策	未発生期	海外発生期	県内未発生期 ～発生早期	県内感染期	小 康 期
都 道 府 県	特 定 接 種	○円滑に流通できる体制を整備 ○所属する職員の実施主体として対象者を把握	○所属する職員の対象者に特定接種を実施	○所属する職員の対象者に特定接種を実施	○所属する職員の対象者に特定接種を実施	○国 の 方 針 に 従 い 再 整 備
	住 民 接 種	○市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力	○市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力	○市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力	○市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力	
市 町 村	特 定 接 種	○所属する職員の実施主体として対象者を把握	○所属する職員の対象者に特定接種を実施	○所属する職員の対象者に特定接種を実施	○所属する職員の対象者に特定接種を実施	
	住 民 接 種	○実施主体として速やかに接種できる体制の整備	○接種体制（医療従事者等、接種場所、接種に要する器具等、住民への周知方法等）の準備	○接種会場、医療従事者等を確保し、原則として集団接種を行う。	○住民接種の継続	

5 医療

県等からの要請に応じ、以下の対策等に適宜、協力します。

県、医療機関、その他の関係機関・団体と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行います。

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、県、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者等と連携し、特別措置法に基づき事前に十分準備を行います。

また、一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、県、国等と連携して働きかけます。

IV 各段階における対策

市行動計画では、以下に新型インフルエンザ等の発生段階毎に実施する対策を記載しますが、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期については、ウイルスの病原性・感染力等により市行動計画の想定とは一致しない可能性があることから、段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に実施します。

また、市行動計画には、病原性・感染力等が高い新型インフルエンザ等にも対応できるよう、強力な措置を含め対策を記載しますが、実際には、病原性・感染力等のウイルスの特徴、対策の有効性、実行可能性、患者等の人権、社会・経済活動への影響等を総合的に勘案し、対策を選択して実施します。

なお、ウイルスの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合は、強力な対策を実施することになりますが、これらの情報が得られ次第、上記を踏まえ、適切な対策に切り替えることとします。

IV-0 未発生期
予想される状況
○新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ○海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状態。
対策の目標
○発生に備えて体制の整備を行います。
対策の考え方
○市行動計画を作成し、必要に応じ見直しを行います。 ○市行動計画を踏まえ、市民への予防接種体制を整備します。 ○新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市全体での共通認識を図るため、継続的な情報提供を行います。

1 実施体制

(1) 市行動計画の作成

特別措置法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備え市行動計画を策定し、必要に応じて見直しを行います。〔健康生活課・くらしいきいき課・関係課〕

(2) 発生に備えた体制整備

- ① 必要に応じて、健康危機管理室を設置し、新型インフルエンザ等対策推進体制を整備します。〔健康生活課・くらしいきいき課・関係課〕
- ② 県や指定地方公共機関等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、情報交換、研修及び訓練を実施します。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕

2 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

国、県等から新型インフルエンザ等に対する情報を収集します。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕

(2) サーベイランスへの協力

県が実施するサーベイランスについて、要請に応じ、適宜協力します。〔健康生活課・教育振興課・子育て支援課・市民病院・関係課〕

3 情報提供・共有

(1) 継続的な情報提供

- ① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的にわかりやすい情報提供を行います。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕
- ② 市民、事業者に対し、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の感染対策について、継続的に情報提供を行います。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕

(2) 体制整備等

- ① 市民からの一般的な相談に応じるため、国からの要請に基づいて相談窓口を設置する準備を行います。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕
- ② 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容や媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては、事前に決定します。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕
- ③ 一元的な情報提供を行うために、情報の集約化など分かりやすく継続的に提供する体制を構築します。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕

4 予防・まん延防止

(1) 対策実施のための準備

① 個人における対策の普及

感染予防のため、個人における対策として、学校、事業者等と連携し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及及び理解促進を図ります。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・産業振興課・農林水産課・教育振興課・子育て支援課・市民病院・関係課〕

② 地域及び職場における対策の周知

職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るとともに、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知します。〔健康生活課・くらしいきいき課・産業振興課・農林水産課・教育振興課・子育て支援課・市民病院・関係課〕

(2) 予防接種

① 特定接種

- ア 国が事業者に対して行う特定接種に係る登録作業の周知について、県と連携して協力します。〔健康生活課・くらしいきいき課〕
- イ 国が行う事業者からの登録申請の受付について、県と連携して協力します。〔健康生活課・くらしいきいき課〕
- ウ 国及び県との連携により、集団的接種を原則として、特定接種の対象となる職員に対し、速やかに接種できるよう体制を構築します。〔健康生活課・くらしいきいき課・総務課・市民病院・関係課〕

② 住民接種

- ア 県と連携して、特別措置法第46条又は予防接種法第6条3項に基づき、市内に居住する者に対するワクチン接種を速やかに行うことができるよう体制を整備します。〔健康生活課・くらしいきいき課・市民病院・関係課〕
- イ 県と連携して、市医師会、事業者等と協力し、国が示す接種体制についてのモデルを参考に、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、接種の時期の周知、予約方法等、接種の具体的な実施方法について、検討・準備を進めます。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・市民病院・関係課〕

③ 情報提供

ワクチンの役割や、接種体制、接種対象者などの基本的な情報を市民に提供し、住民接種に関する理解促進を図ります。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・市民病院・関係課〕

5 医療

県等が実施する対策について、要請に応じ、適宜協力します。〔健康生活課・市民病院・関係課〕

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 要援護者への生活支援

県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県から要請があった際に対応できるよう、あらかじめ対象世帯の把握をするとともに、その具体的手続きを検討します。〔健康生活課・福祉課・関係課〕

(2) 火葬能力等の把握

県が整備した火葬体制を踏まえて、火葬の適切な実施ができるよう調整を行います。〔環境保全課・関係課〕

(3) 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄・整備・点検します。〔健康生活課・くらしいきいき課・市民病院〕

IV-1 海外発生期
予想される状況
<ul style="list-style-type: none"> ○海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ○海外においては、発生国・地域が限定的な場合や、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
対策の目標
<ul style="list-style-type: none"> ○県内・市内の発生に備えて体制の整備を行います。 ○県内・市内発生 of 早期発見に努めます。
対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内・市内発生に備え、発生した場合の対策について、市民等に対する的確な情報提供を行います。 ○市民に対する予防接種体制整備等、市内発生に備えた体制整備を急ぎます。

1 実施体制

- (1) 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、必要に応じて、健康危機管理室会議を開催し、情報の集約、共有、分析を行います。〔健康生活課・くらしいきいき課・関係課〕
- (2) 県において熊本県対策本部を設置し、県の初動対策方針が決定されたときは、必要に応じて、市対策本部を設置し対策を決定します。〔健康生活課・くらしいきいき課・関係課〕

2 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国、県等からの情報提供及びインターネット等を活用し情報収集します。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕

(2) サーベイランスへの協力

引き続き、県が実施するサーベイランスについて、要請に応じ、適宜協力します。〔健康生活課・教育振興課・子育て支援課・市民病院・関係課〕

3 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ① 県からの要請に応じ相談窓口を設置して、市民の相談に応じるとともに、必要な情報を提供します。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕
- ② 県等と連携を図り、市民に対し、海外での発生状況、現在の対策等について、各種媒体の活用によりできる限りリアルタイムに情報提供し、注意喚起を行います。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕

(2) 情報共有

県等が実施する対策について、メール等により対策の実施理由、プロセス等について情報を共有します。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕

4 予防・まん延防止

(1) 市内でのまん延防止対策

- ① 市民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の感染対策を勧奨します。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕
- ② 病院、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対して、感染対策を強化するよう要請します。〔健康生活課・福祉課・教育振興課・子育て支援課・産業振興課・農林水産課・市民病院・関係課〕

(2) 渡航者対策

- ① 新型インフルエンザ等の発生前に、国が感染症危険情報を発出して、不要不急の渡航延期を勧告した場合、又は新型インフルエンザ等の発生が確認され、国が感染症危険情報を発出し、渡航の延期を勧告した場合には、市民に周知します。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕
- ② パスポート窓口等において、海外への渡航者に対し新型インフルエンザ等の発生状況や、感染対策等の情報を提供し、注意喚起を行います。〔市民課・健康生活課・関係課〕

(3) 予防接種

① 特定接種

国、県と連携し、対象の市職員に対して、集団的接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。〔総務課・健康生活課・くらしいきいき課・市民病院・関係課〕

② 住民接種

ア 特別措置法第46条に基づく住民に対する予防接種、又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制整備の準備を行います。〔健康生活課・くらしいきいき課・市民病院・関係課〕

イ 県の要請を踏まえ、未発生期に定めた方針に基づき具体的な接種体制を構築します。〔健康生活課・くらしいきいき課・市民病院・関係課〕

③ 情報提供

市民に対し、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制など、具体的な情報について積極的に周知します。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・市民病院・関係課〕

5 医療

県等が実施する対策について、要請に応じ、適宜協力します。〔健康生活課・市民病院・関係課〕

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

県の要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設の確保等について準備を行います。〔環境保全課・関係課〕

IV－2 県内未発生期
予想される状況
<ul style="list-style-type: none"> ○国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生している状態。 ○県内では患者は発生していない状態。 ○国は緊急事態宣言を行う場合がある。
対策の目標
<ul style="list-style-type: none"> ○県内・市内発生に備えて体制の整備を行います。
対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○国内外の発生状況について注意喚起するとともに、引き続き、市民等に県内・市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行います。 ○住民接種の早期実施に向けて準備を進め、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

1 実施体制

(1) 実施体制

国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、健康危機管理室会議を開催し、情報の集約、共有、分析を行い、必要な対策を講じます。〔健康生活課・くらしいきいき課・関係課〕

(2) 緊急事態宣言時の体制

緊急事態宣言※が発出された場合には、市行動計画に基づき速やかに市対策本部を設置し、必要な対策を決定し実施します。〔健康生活課・くらしいきいき課・関係課〕

※ 緊急事態宣言に関しては、1ページから2ページの記載を参照ください。

2 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

国内での新型インフルエンザ等の発生状況について、国、県等からの情報提供及びインターネット等を活用し情報収集します。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕

(2) サーベイランスへの協力

感染拡大を早期に察知できるよう、県が実施するサーベイランスについて、要請に応じ、適宜協力します。〔健康生活課・教育振興課・子育て支援課・市民病院・関係課〕

3 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ① 引き続き、相談窓口を設置して、市民の相談に応じるとともに、必要な情報を提供します。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕
- ② 県等と連携を図り、市民に対し、国内での発生状況、現在の対策等について、各種媒体の活用によりできる限りリアルタイムに情報提供し、注意喚起を行います。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕

(2) 情報共有

県等が実施する対策について、メール等により対策の実施理由、プロセス等について情報を共有します。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕

4 予防・まん延防止

(1) 市内でのまん延防止対策

- ① 市民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染対策を改めて勧奨します。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕
- ② 病院、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対して、感染対策を強化するよう改めて要請します。〔健康生活課・福祉課・教育振興課・子育て支援課・産業振興課・農林水産課・市民病院・関係課〕
- ③ 公共交通機関、公共施設、多くの方が集まる施設等に対し、出入り口、トイレ等への擦式アルコールの設置や、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染対策を講じるよう要請します。〔健康生活課・くらしいきいき課・政策企画課・関係課〕

(2) 渡航者対策

パスポート窓口等において、渡航者への情報提供・注意喚起を継続します。
〔市民課・健康生活課・関係課〕

(3) 予防接種

- ① 国が予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施を決定し、接種順位を決定した場合、ワクチンの供給が可能になり次第、住民接種を開始します。〔健康生活課・くらしいきいき課・市民病院・関係課〕
- ② 住民接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する（住民票を置く）者を対象に集団的接種を行います。〔健康生活課・くらしいきいき課・市民病院・関係課〕

(4) 緊急事態宣言が発出されている場合の措置

緊急事態宣言が発出され、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、必要に応じ、以下の対策を行います。

① 不要不急の外出自粛要請等

県が、期間や区域を定めて、市民に対し、生活の維持に必要な場合を除き、外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請することに協力します。
〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕

② 学校、保育所等に対する施設使用制限の要請等

県が、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）を要請することに協力します。〔教育振興課・子育て支援課・健康生活課・くらしいきいき課・産業振興課・関係課〕

③ その他の施設に対する措置

県が、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行うことに協力します。公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設に対し、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行うことに協力します。〔健康生活課・くらしいきいき課・関係課〕

④ 住民接種

緊急事態宣言が発出されている場合の市民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特別措置法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。〔健康生活課・くらしいきいき課・市民病院・関係課〕

5 医療

県等が実施する対策について、要請に応じ、適宜協力します。〔健康生活課・市民病院・関係課〕

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 遺体の火葬・安置

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を進めます。〔環境保全課・関係課〕

(2) 緊急事態宣言が発出されている場合の措置

緊急事態宣言が発出され、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、必要に応じ、以下の対策を行います。

① 水の安定供給

行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。〔水道局〕

② 緊急物資の運送等

ア 県が、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定地方公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請することに協力します。〔産業振興課・政策企画課〕

イ 県が、緊急の必要がある場合には、熊本県医薬品卸業協会に対し、医薬品等の緊急物資の輸送を要請することに協力します。〔健康生活課〕

③ 生活関連物資等の価格の安定等

県及び国と連携し、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。〔産業振興課・農林水産課・政策企画課・関係課〕

IV－3 県内発生早期
予想される状況
○県内において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。
対策の目標
○市内での感染拡大をできる限り抑えます。 ○患者に適切な医療を提供します。
対策の考え方
○県と連携し医療体制や感染対策について周知し、市民への積極的な情報提供を行います。 ○県内・市内感染期に備えて、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。 ○住民接種を早期に実施できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

1 実施体制

(1) 実施体制

引き続き、健康危機管理室会議を開催し、情報の集約、共有、分析を行い、必要な対策を講じます。〔健康生活課・くらしいきいき課・関係課〕

(2) 緊急事態宣言時の体制

等緊急事態宣言が発出された場合には、市行動計画に基づき速やかに市対策本部を設置し、必要な対策を決定し実施します。〔健康生活課・くらしいきいき課・関係課〕

2 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

県内での新型インフルエンザ等の発生状況について、国、県等からの情報提供及びインターネット等を活用し情報収集します。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕

(2) サーベイランスへの協力

県内未発生期に引き続き、感染拡大を早期に察知できるよう、県が実施するサーベイランスについて、要請に応じ、適宜協力します。〔健康生活課・教育振興課・子育て支援課・市民病院・関係課〕

3 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ① 県内及び市内での流行状況を踏まえ、相談窓口の拡充（時間延長等）を検討します。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕
- ② 県等と連携を図り、市民に対して、県内及び市内での発生状況、現在の対策等について、各種媒体の活用によりできる限りリアルタイムに情報提供し、注意喚起を行います。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕

(2) 情報共有

メール等により国及び県の対策の方針等の情報を迅速に把握します。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕

4 予防・まん延防止

(1) 市内でのまん延防止対策

- ① 市民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等を強く勧奨します。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕
- ② 病院、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対し、感染対策を強化するよう改めて要請します。〔健康生活課・福祉課・教育振興課・子育て支援課・産業振興課・農林水産課・市民病院・関係課〕

(2) 渡航者対策

渡航者への情報提供・注意喚起を継続します。〔市民課・健康生活課・関係課〕

(3) 予防接種

- ① 国が予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施を決定し、接種順位を決定した場合、ワクチン接種が可能になり次第、市行動計画に基づき、住民接種を開始します。〔健康生活課・くらしいきいき課・市民病院・関係課〕
- ② 住民接種の実施に当たり、県及び国と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する（住民票を置く）者を対象に集団的接種を行います。〔健康生活課・くらしいきいき課・市民病院・関係課〕

(4) 緊急事態宣言が発出されている場合の措置

緊急事態宣言が発出され、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、必要に応じ、以下の対策を行います。

① 不要不急の外出自粛要請等

県が、期間や区域を定めて、市民に対し、生活の維持に必要な場合を除き外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請することに協力します。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕

② 学校、保育所等に対する施設使用制限の要請等

県が、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）を要請することに協力します。〔教育振興課・子育て支援課・健康生活課・くらしいきいき課・産業振興課・関係課〕

③ その他の施設に対する措置

県が、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行うことに協力します。公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設に対し、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行うことに協力します。〔健康生活課・くらしいきいき課・関係課〕

④ 住民接種

緊急事態宣言が発出されている場合の市民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特別措置法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。〔健康生活課・くらしいきいき課・市民病院・関係課〕

5 医療

県等が実施する対策について、要請に応じ、適宜協力します。〔健康生活課・市民病院・関係課〕

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 遺体の火葬・安置

引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を進めます。〔環境保全課・関係課〕

(2) 緊急事態宣言が発出されている場合の措置

緊急事態宣言が発出され、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、必要に応じ、以下の対策を行います。

① 水の安定供給

行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。〔水道局〕

② 緊急物資の運送等

ア 県が、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定地方公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請することに協力します。〔産業振興課・政策企画課〕

イ 県が、緊急の必要がある場合には、熊本県医薬品卸業協会に対し、医薬品等の緊急物資の輸送を要請することに協力します。〔健康生活課〕

③ 生活関連物資等の価格の安定等

県及び国と連携し、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。〔産業振興課・農林水産課・政策企画課・関係課〕

IV-4 県内感染期
予想される状況
<ul style="list-style-type: none"> ○県内において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ○感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
対策の目標
<ul style="list-style-type: none"> ○医療体制を維持し、健康被害を最小限にとどめます。 ○市民生活及び市民経済への影響を最小限にとどめます。
対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○対策の主眼を、感染防止から被害軽減に切り替えます。 ○医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。 ○受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。 ○市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続します。また、その他の社会活動をできる限り継続します。 ○状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を行います。

1 実施体制

(1) 実施体制

引き続き、健康危機管理室会議を開催し、情報の集約、共有、分析を行い、必要な対策を講じます。〔健康生活課・くらしいきいき課・関係課〕

(2) 緊急事態宣言が発出されている場合の措置

緊急事態宣言が発出され、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、必要に応じ、以下の対策を行います。

- ① 緊急事態宣言が発出された場合、速やかに市対策本部を設置します。〔健康生活課・くらしいきいき課・関係課〕
- ② 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特別措置法の規定に基づく県、その他市町村による代行、応援等の措置の活用を行います。〔総務課・健康生活課・くらしいきいき課・関係課〕

2 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

県内での新型インフルエンザ等の発生状況について、引き続き、国、県等からの情報提供及びインターネット等を活用し情報収集します。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕

(2) サーベイランスへの協力

県が患者増加の状況に応じて、新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握は中止し、入院患者及び死亡者に限定して情報収集することなど、必要な対策を実施することについて、要請に応じ、適宜協力します。〔健康生活課・教育振興課・子育て支援課・市民病院・関係課〕

3 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ① 県内及び市内での流行状況を踏まえ、相談窓口の拡充（時間延長等）を検討します。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕
- ② 県等と連携を図り、市民に対して、県内及び市内での発生状況、現在の対策等について、各種媒体の活用によりできる限りリアルタイムに情報提供し、注意喚起を行います。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕

(2) 情報共有

メール等により国及び県の対策の方針等の情報を迅速に把握します。〔健康生活課・秘書広報課・総務課・くらしいきいき課〕

4 予防・まん延防止

(1) 市内でのまん延防止対策

- ① 市民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等を強く勧奨します。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕
- ② 病院、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対し、感染対策を強化するよう改めて要請します。〔健康生活課・福祉課・教育振興課・子育て支援課・産業振興課・農林水産課・市民病院・関係課〕

(2) 渡航者対策

渡航者への情報提供・注意喚起を継続します。〔市民課・健康生活課・関係課〕

(3) 予防接種

予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。〔健康生活課・くらしいきいき課・市民病院・関係課〕

(4) 緊急事態宣言が発出されている場合の措置

緊急事態宣言が発出され、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、必要に応じ、以下の対策を行います。

① 不要不急の外出自粛要請等

県が、期間や区域を定めて、市民に対し、生活の維持に必要な場合を除き外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請することに協力します。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕

② 学校、保育所等に対する施設使用制限の要請等

県が、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）を要請することに協力します。〔教育振興課・子育て支援課・健康生活課・くらしいきいき課・産業振興課・関係課〕

③ その他の施設に対する措置

県が、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行うことに協力します。公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設に対し、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行うことに協力します。〔健康生活課・くらしいきいき課・関係課〕

④ 住民接種

特別措置法第46条の規定に基づく住民接種を進めます。〔健康生活課・くらしいきいき課・市民病院・関係課〕

5 医療

(1) 県等が実施する対策への協力

県等が実施する対策について、要請に応じ、適宜協力します。〔健康生活課・市民病院・関係課〕

(2) 緊急事態宣言が発出されている場合の措置

緊急事態宣言が発出され、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、必要に応じ、以下の対策を行います。

- ① 県が、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する場合、協力します。〔健康生活課・市民病院〕

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 遺体の火葬・安置

引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を進めます。〔環境保全課・関係課〕

(2) 緊急事態宣言が発出されている場合の措置

緊急事態宣言が発出され、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、必要に応じ、以下の対策を行います。

① 水の安定供給

行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。〔水道局〕

② 緊急物資の運送等

ア 県が、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定地方公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請することに協力します。〔産業振興課・政策企画課〕

イ 県が、緊急の必要がある場合には、熊本県医薬品卸業協会に対し、医薬品等の緊急物資の輸送を要請することに協力します。〔健康生活課〕

③ 生活関連物資等の価格の安定等

ア 県及び国と連携し、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。〔産業振興課・農林水産〕

課・政策企画課・関係課]

イ 県及び国と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。〔産業振興課・農林水産課・政策企画課・関係課〕

ウ 県及び国と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、市行動計画に基づき適切な措置を講じます。〔産業振興課・農林水産課・政策企画課・関係課〕

④ 要援護者への生活支援

国からの要請に応じ、必要に応じて在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。〔健康生活課・福祉課〕

⑤ 埋葬・火葬の特例等

ア 県からの要請に応じ、可能な限り火葬炉を稼働させます。〔環境保全課〕

イ 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県からの要請に応じて、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。〔環境保全課・関係課〕

IV-5 小康期
予想される状況
○患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ○大流行はいったん終息。
対策の目標
○市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。
対策の考え方
○第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行います。 ○第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供するとともに、情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。 ○第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

1 実施体制

(1) 実施体制

- ① 緊急事態宣言が解除されたときは、市対策本部を廃止します。〔健康生活課・くらしいきいき課・関係課〕
- ② 新型インフルエンザ等による被害拡大の危機がなくなったと本部長が認めたときは、健康危機管理室を解散します。〔健康生活課・くらしいきいき課・関係課〕

(2) 対策の評価・見直し

関係機関に対しアンケート調査を実施する等により、対策を評価し、流行の第二波に備え、必要に応じて市行動計画等の見直しを行います。〔健康生活課・くらしいきいき課・関係課〕

2 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

国内外での新型インフルエンザ等の発生状況について、引き続き、国、県等からの情報提供及びインターネット等を活用し情報収集します。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕

(2) サーベイランスへの協力

再流行を早期に察知することができるよう、県が実施するサーベイランスについて、要請に応じ、適宜協力します。〔健康生活課・教育振興課・子育て支援課・市民病院・関係課〕

3 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ① 県等と連携を図り、市民に対して、新型インフルエンザ等に関する情報（流行の第二波発生の可能性に関する情報含む）について、各種媒体の活用によりできる限りリアルタイムに提供します。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕
- ② 県と連携し必要に応じて、情報提供のあり方等を見直します。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕
- ③ 流行状況に応じて、相談窓口を縮小します。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕

(2) 情報共有

メール等により国及び県の対策の方針等の情報を迅速に把握します。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕

4 予防・まん延防止

(1) 市内での感染拡大防止策

県内の流行状況を踏まえつつ、発生後新たに開始したまん延防止対策を中止します。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・関係課〕

(2) 渡航者対策

国の方針を踏まえ、渡航者への情報提供・注意喚起の内容を順次見直します。〔市民課・健康生活課・関係課〕

(3) 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。〔健康生活課・くらしいきいき課・市民病院・関係課〕

(4) 緊急事態宣言が発出されている場合の措置

緊急事態宣言が発出され、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、必要に応じ、以下の対策を行います。

① 住民接種

県及び国と連携して、流行の第二波に備え、特別措置法第46条に基づく住民接種を進めます。〔健康生活課・くらしいきいき課・市民病院・関係課〕

5 医療

(1) 県等が実施する対策への協力

県が、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻すことについて、要請に応じ、適宜協力します。〔健康生活課・市民病院・関係課〕

(2) 緊急事態宣言が発出されている場合の措置

緊急事態宣言が発出され、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、必要に応じ、以下の対策を行います。

① 県等が実施する対策への協力

必要に応じ、県が、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止することに協力します。〔健康生活課・市民病院・関係課〕

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 緊急事態宣言が発出されている場合の措置

緊急事態宣言が発出され、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、必要に応じ、以下の対策を行います。

① 業務の再開

県が、国の要請に応じ、指定地方公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行うことに適宜協力します。〔健康生活課・くらしいきいき課・産業振興課・農林水産課・政策企画課・市民病院・関係課〕

② 緊急事態措置の縮小・中止等

県及び国と連携し、県内の状況等を踏まえ、県内感染期で講じた措置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。〔健康生活課・くらしいきいき課・市民病院・関係課〕

【参考】各段階における主な対策一覧

対 策	段 階					
	未 発 生 期	海 外 発 生 期	県 内 未 発 生 期	県 内 発 生 早 期	県 内 感 染 期	小 康 期
1 実施体制						
市行動計画の作成	○					
市新型インフルエンザ等対策健康危機管理室の設置 ※市対策本部設置に伴い健康危機管理部へ移行	○	○	○	○	○	
市新型インフルエンザ等対策本部健康危機管理部の設置 ★		○	*○	*○	*○	
市新型インフルエンザ等対策本部の設置 ★		○	*○	*○	*○	
市新型インフルエンザ等対策本部の廃止						○
対策の評価・見直し						○
2 サーベイランス・情報収集						
新型インフルエンザ等に関する情報収集	○	○	○	○	○	○
サーベイランスへの協力	○	○	○	○	○	○
3 情報提供・共有						
情報提供体制の整備	○					
国・県との情報共有		○	○	○	○	○
市民への情報提供	○	○	○	○	○	○
市相談窓口(コールセンター)設置準備	○					
市相談窓口(コールセンター)設置		○	○	○	○	
市相談窓口(コールセンター)の規模縮小						○
情報提供のあり方等の見直し						○
4 予防・まん延防止						
感染防止対策の普及	○	○	○	○	○	
渡航者等への対策		○	○	○	○	
県の措置への周知協力 ★ (外出自粛要請・施設の使用制限・職場の感染対策の徹底の要請に係る周知)				*○	*○	
予防接種(特定接種、住民接種)体制の構築	○					
特定接種の実施・協力		○	○	○	○	
住民接種の準備 ★		○				
住民接種の実施 ★			*○	*○	*○	*○
住民接種の広報・相談	○	○	○	○	○	○
予防・まん延防止対策の見直し						○
5 医療						
医療対策への協力	○	○	○	○	○	○
臨時医療施設の設置協力 ★					*○	
6 市民生活及び市民経済の安定の確保						
要援護者への支援の検討	○					
要援護者支援対策の準備		○	○	○		
要援護者支援対策の実施					○	
火葬能力の把握	○					
遺体の火葬・安置に係る準備		○	○	○	○	
遺体の埋葬・火葬の特例等 ★					*○	*○
物資及び資材の備蓄等	○					
水の安定供給 ★			*○	*○	*○	
緊急物資の運送等に関する要請への協力 ★			*○	*○		
生活関連物資等の価格安定に関する要請 ★			*○	*○	*○	
業務の再開、緊急事態措置の縮小・中止等 ★						*○

※ ★印は、緊急事態宣言が発出された場合に実施する対策です。

※ 個々の対策の具体的な実施時期と発生段階の移行時期については、ウイルスの病原性・感染力等により市行動計画の想定とは一致しない可能性があるため、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施します。

V 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策

東南アジアや中東において、鳥インフルエンザ（H5N1）の鳥から人への感染が散発的に発生するなど、鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染する例は多く見られています。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全体的かつ急速な拡大はありませんが、特別措置法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備します。

1 実施体制

県内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じて健康危機管理部会議を開催し、対処方針について協議・決定します。〔健康生活課・くらしいきいき課・関係課〕

2 情報収集

鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集します。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・農林水産課・関係課〕

3 情報提供・共有

県内・市内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、発生状況及び対策について、県と連携し、市民に積極的な情報提供を行います。〔健康生活課・くらしいきいき課・秘書広報課・総務課・農林水産課・関係課〕

4 予防・まん延防止

（1）在外県民への情報提供

県が、学校等に対し、鳥インフルエンザの発生国に滞在・留学している在籍者に鳥インフルエンザの人への感染状況や感染予防のために行う注意喚起の要請について適宜協力します。〔健康生活課・くらしいきいき課・関係課〕

（2）人への鳥インフルエンザの感染対策

海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど

WHOが情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合には、発生国への渡航者に対し、発生状況や感染予防のための注意喚起を行います。〔市民課・健康生活課・関係課〕

(3) 県が実施する調査等への協力

県が実施する調査等について、要請に応じ、適宜協力します。〔健康生活課・くらしいきいき課・農林水産課・関係課〕

5 医療

県等が実施する対策について、要請に応じ、適宜協力します。〔健康生活課・市民病院・関係課〕

※ 参考資料

用語解説

《あ行》

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみです。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類されます。（いわゆるA/ソ連型（H1N1）、A/香港型（H3N2）というのは、これらの亜型を指しています。）

《か行》

○ 帰国者・接触者外来

発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来です。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤です。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果があります。

《さ行》

○ サーベイランス

見張り、監視制度を意味します。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味します。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともあります。

○ 新型インフルエンザ等相談窓口

新型インフルエンザ等に係る一般的な相談を受けるとともに、発生国からの帰国者又は新型インフルエンザ等患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものから、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センターです。

《た行》

○ 致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に、その疾病に罹患した者のうち、死亡した者の割合です。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症ですが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがあります。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされています。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されています。



《は行》

○ パンデミック

感染症の世界的大流行のことです。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫をもっていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指します。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多いです。なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖率、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現です。

新型インフルエンザの感染予防策

感染経路
を絶つ

免疫力を
つける

ウイルス・感染者
を減らす

個人でできる 感染対策の例

手洗い・うがい

マスクの着用
(特に有症状者のマスク着用)
咳エチケットの励行

対人距離の保持

規則正しい生活とバランス
の良い食事

不要不急の外出自粛

食糧や生活必需品の備蓄

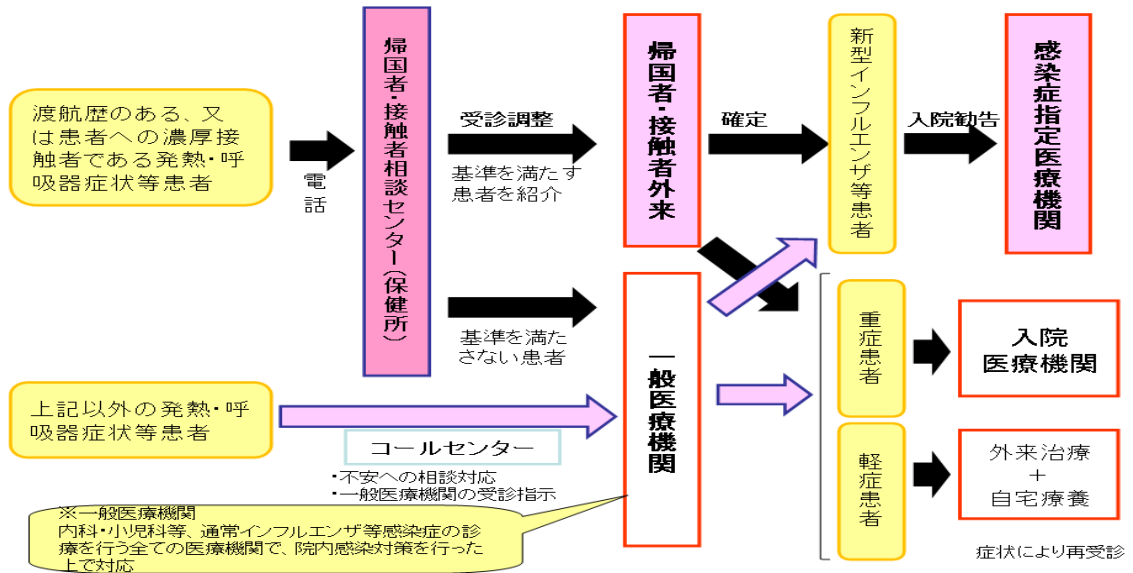
社会全体で取り組む 感染対策の例

不特定多数の者が集まる活動の自粛
(学校等の臨時休業、時差出勤などによる
対面接触の機会を減らす等)

個人でできる感染対策の励行

新型インフルエンザ様症状の者が
無理せず休養できる環境づくり

I. 海外発生期から県内発生早期までの医療体制



II. 県内感染期の医療体制

